

平成 3 0 年 1 1 月 総会議事録

日 時 平成 30 年 11 月 27 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 128 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 平成 30 年 11 月 27 日 (火)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 15 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 128 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 63 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第 64 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明について

議案第 65 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について

(2) 報告

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 5 号 現況証明について

報告第 6 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

4 その他

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 —	20 番 —	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 福井直子 、 松井一郎

7 職務のため出席した者

事務局

事務局長	鈴木孝昌
主幹	及部祥宏
主事	菊池亮輔
主事	小口博之

9 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 11 月総会を開会いたします。

内藤会長、よろしくお願いいたします。

議長

<あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、議席番号 19 番福井直子委員、同 20 番松井一郎委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

なお、出席委員は、24 名中 22 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、議席番号 12 番佐藤辰己委員、同 13 番白井隆好委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、13 日の書類説明会、農業委員による現地調査、及び 19 日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

19日の農地審査会以降、農地法第3条関係の変更、取下げ、保留はございません。

本日は、議案の他に、議案第61号農地法第3条許可申請の番号3番4番同時申請及び番号5番の新規就農の案件について、19日の農地審査会において実施した聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。以上です。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

19日の農地審査会以降、農地法第5条関係におきましては、変更取下げ等はございません。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第61号、1ページをお願いします。

最初に、番号1番及び2番について説明します。

権利の種類は、所有権の移転です。

取得目的について、番号1番は経営規模拡大、番号2番は隣接農地の取得です。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、すべて2名以上の農作業従事者がいます。また、番号2番の申請者は70歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、番号2番の所有農地の1筆は周辺同様山林化しており、農業委員の方に耕作に供さない土地であることを確認していただきました。

その他の土地につきましては、耕作又は耕作可能な状態にあ

り、取得後の耕作に支障はないと思われます。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が150日以上従事しています。

第5号、取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、全案件とも申請前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号3番から5番の農地所有適格法人として新規就農を図る案件についてそれぞれ説明します。

はじめに番号3番から4番について説明します。

権利の種類は、賃借権の設定です。

申請者は、有限会社です。農地法第2条第3項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、主たる事業は、大葉の栽培です。

第2号、構成員については2名であり、法人の行う農作業にそれぞれ280日従事する予定で、農業関係者の議決権割合が100%と過半数を占めております。

第3号・第4号、取締役については2名で、法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業にそれぞれ280日従事する予定です。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われます。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、法人の常時従事者たる構成員の農作業暦は代表取締役18年、取締役47年で、農機具については、トラクター1台、トラック1台、耕運機1台所有しています。農作業は代表取締役1名、取締役

1 名、重要な使用人として同一世帯のご家族の方 2 名、その他パート 7 名の計 11 名が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第 3 号、信託の引受けについては、該当ありません。

第 5 号、取得後に下限面積が 50a に達するかどうかについては、許可されると 6,983 m²となります。

第 6 号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

次に番号 5 番について説明します。

権利の種類は、賃借権の設定です。

申請者は、公開会社ではない株式会社です。農地法第 2 条第 3 項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、主たる事業は、苺の栽培です。

第 2 号、構成員については 3 名であり、法人の行う農作業にそれぞれ 300 日従事する予定で、農業関係者の議決権割合が 100%と過半数を占めております。

第 3 号・第 4 号、取締役については 2 名で、法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業にそれぞれ 300 日従事する予定です。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われます。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、法人の常時従事者たる構成員の農作業暦は代表取締役 13 年、取締役 50 年で、農機具については、トラクター 1 台、軽トラック 1

台、耕運機 1 台、畝立機 1 台所有しています。農作業は代表取締役 1 名、取締役 1 名、重要な使用人として同一世帯のご家族の方 2 名、その他臨時の従業員 2 名の計 6 名が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第 3 号、信託の引受けについては、該当ありません。

第 5 号、取得後に下限面積が 50a に達するかどうかについては、許可されると 21,210 m²となります。

第 6 号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第 62 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 14 番までの 14 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 62 号、2 ページから 3 ページをお願いします。

権利の種類について、所有権移転は、番号 1 番、7 番、9 番、

10番、12番です。賃借権の設定は、番号8番、13番、14番です。使用貸借による権利の設定は、番号2番から6番、11番です。

転用目的については、番号1番、10番から14番が太陽光発電設備、番号2番から6番が分家住宅、番号7番が通路等、番号8番、9番が駐車場等です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号4番、5番、7番、9番、12番です。2種農地と判断されるのは、番号1番、2番、8番、13番です。1種農地と判断されるのは、番号3番、6番、10番、11番、14番ですが、許可要件である集落接続に該当します。

資力について、自己資金のみは、番号1番、8番から10番、12番です。自己資金及び借入金は、番号2番、4番から7番、14番です。借入金のみは、番号3番、11番、13番です。

信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成30年12月20日から平成31年2月12日までに着工し、平成30年12月31日から平成31年8月29日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号20です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号2番は申請外山林が108㎡、番号7番は申請外宅地等が558.06㎡、番号12番は申請外宅地が150㎡、番号14番は申請外宅地等が836.16㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、3番、5番、11番、14番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号2番、4番、6番から8番、10番、12番、13番です。番号9番は、隣地の承諾が得られ

ないため、経過書が添付されております。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 63 号「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 63 号 4 ページをご覧ください。

議案第 63 号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。

番号 1 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆はキャベツの栽培、2 筆は保全管理です。

この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地はありません。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質

疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 64 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 64 号 5 ページをご覧ください。

議案第 64 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は、水稻、畑作及び果樹による経営です。特例農地の 2 筆は大根等の野菜の栽培、4 筆は柿の栽培、6 筆は保全管理です。

番号 2 番は、果樹による経営です。特例農地の 2 筆は梅の栽培です。

番号 3 番は、畑作による経営です。特例農地の 5 筆はキャベツの栽培です。

この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、番号 1 番に 6 筆、番号 2 番は、特例適用農地の全てが該当いたします。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質

疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 65 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 5 番の 5 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 65 号 6 ページをご覧ください。

議案第 65 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号 1 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地のすべてが保全管理です。

番号 2 番は、水稻、畑作及び果樹による経営です。特例農地の 2 筆は柿等の果樹の栽培、6 筆は保全管理です。

番号 3 番は、水稻、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の 2 筆はハウスにおける苺の栽培、6 筆は保全管理です。

番号 4 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆はキャベツ等の栽培、2 筆は保全管理です。

番号 5 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆はキャベツ等の栽培、1 筆はキャベツの育苗ハウス、5 筆は保全管理です。

この 5 件については、議案に記載の推進委員の方に現地調査をしていただいた結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地はありませんでした。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質

疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。議案の 7 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 42 番までの 42 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 13 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 9 番までの 9 件、及び 15 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 28 番までの 28 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 9 番までの 9 件については、備考欄に記載の農地法第 3 条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 22 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、11 月 22 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番から 4 番まで全て宅地課税でした。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番及び 2 番は、名古屋法務局豊橋支局登記官からの照会です。

番号1番の1筆は、市街化調整区域で、農用地区域外の農地でした。備考欄に記載の委員の方に現地調査をしていただきました結果、現況は竹藪や木々が生えている状況でしたが、農地性はあると確認いたしました。

その内容を平成30年11月20日付けの事務局長名で回答いたしました。

次に番号2番の2筆は、市街化調整区域で、農用地区域外の農地でした備考欄に記載の委員の方に現地調査をしていただきました結果、現況は山林化しており、農地性なしと確認いたしました。

また、平成26年11月に名古屋地方裁判所 豊橋支部裁判官からの照会で「農地性なし」と回答している土地で、今回も「農地性なし」と確認されましたので、その内容を平成30年11月22日付けの事務局長名で回答いたしました。

以上です。

議長 報告事案については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前10時4分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。（午前10時6分再開）
次に連絡事項をお願いいたします。

<連絡事項>

議長 その他について、何かありませんか。
なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前10時15分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 30 年 11 月 27 日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(12 番 佐藤 辰己 委員)

議事録署名者
(13 番 白井 隆好 委員)